

## [事案 22-122] 入院給付金請求

・平成 23 年 6 月 15 日 裁定打切り

### <事案の概要>

大腸憩室炎および糖尿病による入院について入院給付金を請求したところ、一部の入院期間分しか支払われなかったことを不服として申立のあったもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 6 月に大腸憩室炎および糖尿病との診断を受け、同年 6 月～8 月まで計 57 日間入院し、加入していた医療特約により入院給付金を請求したところ、保険会社は、16 日目以降の入院が、約款に定める「入院」の要件に該当しないとして、入院当初の 15 日分しか支払わない。

下記理由により納得できないので、16 日目以降の入院についても、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 過去に同じ病名で 3 度入院した際には支払ってくれたが、今回だけ不支払いとなった理由が分からない。
- (2) 過去の治療内容はほぼ同じであり、入院回数により対応が異なることに納得がいかない。

### <保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 大腸憩室炎について、症状（炎症）、療法（絶食・輸液・抗菌薬）の点で入院治療の必要性が認められるのは、遅くとも 6 月 23 日までである。
- (2) 糖尿病については、一般的な医学的知見によれば通院治療を原則とするものであり、本件につき入院治療を要すべき特段の事情は認められないし、申立人は過去に糖尿病による入院を経ていることから、既に教育入院の必要性も認められない。
- (3) 本件入院につき、申立人の大腸憩室炎、糖尿病による過去の入院と比較しても、前提が異なり、入院給付金の支払有無につき結論を異にすることに何ら不合理な点は認められない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理したが、下記のとおり、本件で提出された資料の範囲では前提事実の確認ができず、本件についての審理・判断をすることができないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、裁定手続きを打ち切ることとした。

- (1) 本件について裁定を行うには、申立人の入院が約款に定める「入院」に該当するか否かの点が問題となるが、その前提として、申立人が入院中に受けていた治療の内容や回復の経過、入院中の申立人の状態等をカルテや看護記録等で確認し、検討を加えることが不可欠である。
- (2) 上記の点を判断するために、当審査会はカルテおよび看護記録等の検討を行うべく、申

立人に対し、入院期間中のカルテおよび看護記録の提出を求めたが、申立人は提出していない。

- (3) 当審査会は、裁判外紛争解決機関であり、証人尋問や第三者に記録の提出を求める権限がないことから、当審査会から担当医師の証人尋問を行うことや、医療機関に当該カルテや看護記録の提出を求めることができない。